

(目的)

第1条 この条例は、進学の見込みと能力を有しながら経済的理由により修学が困難な者に対し、予算の範囲内で、修学上必要な資金(以下「奨学資金」という。)を貸し付け、もって地域及び社会に有為な人材の育成に資することを目的とする。

(奨学資金)

第2条 この条例により貸し付ける奨学資金及び運営に関する経費は、木曾広域連合奨学資金基金の処分及び運用益金をもってこれに充てる。

(貸付けの対象者)

第3条 奨学資金の貸付けを受けることができる者は、[次の各号](#)に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 木曾郡に住所を有する者の子(これに相当すると木曾広域連合長(以下「連合長」という。)が認める者を含む。)であること。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(短期大学を含み、通信制の課程及び大学院は除く。)、高等専門学校(第4学年以上の者に限る。)及び同法第124条に規定する専修学校(高等課程を除く。)(以下「学校」という。)に在学する者であること。
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- (4) 品行方正、学力優秀、志操確実かつ心身が健全な者であること。

(貸付けの額)

第4条 奨学資金の貸付額は、月額2万円以上5万円以内の額とする。

(貸付けの期間)

第5条 奨学資金を貸し付ける期間は、奨学資金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)の在学する学校の正規の修業期間内とする。

(貸付けの申請)

第6条 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、連合長に申請しなければならない。

(貸付けの決定)

第7条 連合長は、[前条](#)の申請が行われたときは、その内容を審査し、正副連合長会議に諮って速やかに奨学生及び奨学資金の貸付額の決定を行うものとする。

2 [前項](#)の決定に当たっては、学校卒業後、木曾郡内に居住する意思を有する者を優先するものとする。

(連帯保証人等)

第8条 奨学資金の貸付けの決定を受けた者は、連帯保証人及び保証人をそれぞれ1名を立てなければならない。

(奨学資金の交付)

第9条 奨学資金は、毎年4月から9月までに係る分を4月に、10月から翌年3月までに係る分を10月に交付するものとする。

2 年度途中で貸付けの決定を受けた奨学資金の第1回目の交付は、貸付けの決定を受けた日の属する月の翌月に[前項](#)の規定の例により交付するものとする。

(貸付けの辞退及び貸付額の変更)

第10条 奨学生は、奨学資金の辞退を申し出ることができる。

2 連合長は、申請により決定した奨学資金の貸付期間又は貸付額を変更することができる。

(休止及び復活)

第11条 奨学生が休学したときは、その日の属する月の翌月から奨学資金の貸付けを休止する。

2 [前項](#)の規定により貸付けが休止された奨学生が復学したときは、その日の属する月から奨学資金の貸付けを復活する。この場合において、貸付けを休止された月以後の分として交付された奨学資金があるときは、貸付復活後の分として交付されたものとみなす。

(貸付けの停止)

第12条 連合長は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めたときは、認めた日の属する月分をもって奨学資金の貸付けを停止するものとする。

- (1) 奨学資金の貸付けを辞退したとき。
- (2) [第3条](#)に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (3) 停学の処分を受けたとき。
- (4) その他連合長が奨学生として不適当と認めたとき。

2 [前項](#)の場合において、当該奨学生に貸付けを停止した月後の分として交付された奨学資金があるときは、直ちにこれを返還させなければならない。

(償還方法等)

第13条 卒業、又は前条の規定により貸付けの停止を受け奨学資金の貸付けが終了した奨学生(以下「借受人」という。 )は、奨学資金の貸付けが終了した日の属する月の翌月から起算して12月を経過したときから貸付けを受けた月数に3を乗じて得た月数の期間内に、月賦、半年賦及び年賦の方法により、奨学資金を償還しなければならない。

2 借受人は、前項の規定による償還の開始時前に償還を開始することができる。

3 奨学資金は、その全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

4 借受人が支払能力があるにもかかわらず、奨学資金の償還を著しく怠ったと認められるときは、連合長の指定する日までに償還未済額の全部を償還しなければならない。

5 奨学資金は、無利子とする。

(償還の猶予)

第14条 連合長は、借受人が次の各号のいずれかに該当し、かつ、奨学資金の償還が困難であると認められるときは、当該各号に定める期間、その申請により奨学資金の償還を猶予することができる。

(1) 進学したとき 当該学校に在学する期間(当該学校の正規の修学年限を限度とする。)

(2) 第12条の規定による停止があった後も引き続き当該学校に在学しているとき 在学期間

(3) 災害又は傷病によって償還が困難なとき 当該理由に応じ連合長がその都度定める期間

(4) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない理由によって償還が著しく困難となったとき 当該理由に応じ連合長がその都度定める期間

2 連合長は、奨学資金を償還中の借受人が、木曾郡内に住所を有し、かつ、事業所等に従事しているときは、当該事由が継続する期間、奨学資金の償還の債務の履行を猶予することができるものとする。

(償還の免除)

第15条 連合長は、奨学生又は借受人が、次の各号のいずれかに該当し、償還不能であると認められるときは、当該各号に定める奨学資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(1) 奨学生又は借受人が死亡したとき 償還未済額の全額

(2) 災害その他やむを得ない理由により、免除することが適当と認めた場合 償還未済額のうち当該理由に応じ連合長がその都度定める額

2 連合長は、奨学資金を償還中の借受人が、木曾郡内に住所を有し、かつ、事業所等に従事した期間が3年間継続した場合は、奨学資金の償還未済額の二分の一を免除する。

(延滞利息)

第16条 借受人は、正当な理由がなくて奨学資金を償還すべき日までにこれを償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの日数に応じ、償還すべき額について年14.6パーセント(当該償還すべき日の翌日から1ヵ月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合による延滞利息を払わなくてはならない。

(届出義務)

第17条 奨学生、借受人又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは速やかにその旨を文書で連合長に届け出なければならない。

(1) 奨学生が休学、復学、転学、停学又は退学したとき。

(2) 奨学生又は借受人が死亡したとき。

(3) 奨学生又は借受人の住所若しくは氏名又は連帯保証人及び保証人の住所、氏名若しくは身分に異動があったとき。

(4) その他連合長に提出してある書類の記載事項に変更があるとき。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日以後新たに奨学生となる者から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の木曾広域連合奨学資金条例(次項において「改正前の条例」という。 )の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの改正後の木曾広域連合奨学資金貸付条例の規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定により奨学資金の貸付けを受けている者については、なお従前の例による。

(延滞利息の割合の特例)

4 当分の間、第16条に規定する延滞利息の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。 )に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。 )が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下この項において「延滞金特

例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則(平成25年12月26日条例第17号)

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(令和3年3月1日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のそれぞれの条例の規定は、令和3年1月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の木曾広域連合介護保険条例附則第4条、木曾広域連合奨学資金貸付条例附則第4項及び木曾広域連合看護師等奨学資金貸付条例附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金又は延滞利息について適用し、同日前の期間に対応する延滞金又は延滞利息については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月3日条例第6号)

(施行期日等)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項の規定及び第15条第2項の規定は、令和5年4月1日以降に償還を開始する者に適用する。